

事例番号:370092

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 0 日

14:45 破水のため入院、体温 38.9℃

4) 分娩経過

妊娠 41 週 0 日

15:14- 胎児心拍数陣痛図で頻脈を認める

15:15 血液検査で白血球 16700/ μ L、CRP 1.3mg/dL

18:00 陣痛開始

妊娠 41 週 1 日

2:30 頃- 胎児心拍数陣痛図で頻脈を伴った遅発一過性徐脈および軽度変動一過性徐脈を認める

4:25 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少を伴った遅発一過性徐脈を認める

6:13 子宮底圧迫法にて経膈分娩

胎児付属物所見 臍帯巻絡頸部からたすきにきつくあり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 1 日

(2) 出生時体重:3000g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.03、BE -17.7mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

血液検査で白血球 29500/ μ L、CRP 2.54mg/dL

(7) 頭部画像所見:

生後 4 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、准看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を特定することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性がある。

(3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

(4) 胎児は、妊娠 41 週 1 日 2 時 30 分頃より低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 41 週 0 日妊産婦からの電話連絡への対応(1 度目の電話連絡で月経の痛み、10 分以上あく、胎動ありの訴えに対し、規則的 10 分になったら電話連絡するよう説明したこと、および 2 度目の電話連絡で 38.3℃の発熱の訴え

に対し、近医の発熱外来で確認、できない場合は当該分娩機関でウイルス抗原検査を行うことを説明したこと)は一般的である。

- (2) 妊娠 41 週 0 日受診時の対応(内診、羊水診断薬、破水のため入院としたこと)は一般的である。
- (3) 妊娠 41 週 0 日の入院後の対応(分娩監視装置装着、抗菌薬投与、血液検査)は一般的である。
- (4) 妊娠 41 週 0 日 16 時 40 分の看護スタッフの胎児心拍数波形判読と対応(胎児心拍数 170-180 拍/分、基線細変動少なめと判読、分娩監視装置を外し 19 時 10 分に再開としたこと)は一般的ではない。
- (5) 妊娠 41 週 1 日 2 時 30 分頃より胎児心拍数波形レベル 4 の状態における看護スタッフの判読と対応(4 時 0 分および 5 時 26 分に早発一過性徐脈と判読、5 時 26 分に医師報告)は一般的ではない。
- (6) 子宮収縮が弱く、児頭下降がゆっくりの状況で子宮底圧迫法を実施したことは選択肢のひとつである。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 肺機能不全のため A 医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。
- (2) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

- (3) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は子宮底圧迫法の実施回数等についての記載がなかつ

た。妊産婦に関する観察事項や処置等については詳細を記載することが重要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。